

取引を行う業者との間における誓約書徴取の取扱い

平成28年1月28日
学 長 決 裁

1. 趣旨

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正 以下「ガイドライン」という。）第4節 研究費の適正な運営・管理活動の③に基づき、愛知みずほ大学短期大学部（以下「本学」という。）と取引を行う業者（以下「取引業者」という。）との間における誓約書の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2. 誓約書の徴取

(1) 本学との新規取引が発生した時に、取引業者から誓約書を徴取するものとする。

(2) 徴取回数は、1回とする。

なお、ガイドラインの改正や本学の規則等を見直した際には、改めて徴取する場合がある。

(3) 誓約書は、別紙様式のとおりとする。

3. 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号の取引業者については適用除外とし、誓約書を徴取しない。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関

(2) 学校法人

(3) 外国企業

(4) 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者

(5) 弁護士、弁理士、税理士事務所

(6) その他契約責任者等（分任契約責任者、契約責任者代行組織及び分任契約責任者代行組織を含む。）が適用除外として認める業者

4. 徴取済業者の把握

誓約書綴りを事務局 総務室に設置し、徴取済業者を把握する。

また、研究者にヒアリングを行い、取引業者の把握に努める。

5. 未徴取業者への対応

誓約書の徴取に応じない業者に対しては、適宜督促を行うものとする。

6. その他

この取扱いの定めるもののほか、取引業者からの誓約書の徴取に関し必要な事項が生じた場合は、学長が別に定める。

別紙

愛知みずほ大学短期大学部学長 殿

誓 約 書

当社（当法人）は、貴学の関連諸規程を十分に理解し、貴学所属の研究者が獲得された公的研究費等による物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、また、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についても協力することを約束いたします。

また、貴学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、貴学研究者等から不正な要求があった場合は、貴学の通報窓口へ連絡いたします。

万一、当社（当法人）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

平成 年 月 日

住 所 : _____

T E L : _____

会社(法人)名 : _____

代表者又は
事業主名 : _____ (印)